定　　款

株式会社ラクス

第１章　総　　則

（商号）

第1条　　当会社は、株式会社ラクスと称し、英文では、RAKUS Co.,Ltd. と表示する。

（目的）

第2条　　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 情報処理、情報通信、情報提供に関するサービスならびにソフトウエアの開発、販売、保守、輸出入、請負および賃貸
2. 経営コンサルティング、各種企業および団体に対する社員研修
3. 職業安定法に基づく有料職業紹介事業
4. 労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣事業および特定労働者派遣事業
5. 人材の募集に関する情報提供サービスおよびその受託
6. インターネットの接続仲介業務、アクセスサービス業
7. インターネットによる通信販売
8. 広告代理店業務
9. 有価証券の取得、投資、保有および運用
10. 前各号に附帯する一切の業務

（本店の所在地）

第3条　　当会社は、本店を大阪市に置く。

（機　関）

第4条　　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会
(2) 監査役
(3) 監査役会
(4) 会計監査人

（公告方法）

第5条　　当会社の公告は、電子公告により行う。

② ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第２章　株　　式

（発行可能株式総数）

第6条　　当会社の発行可能株式総数は、320,000,000 株とする。

（株主名簿管理人）

第7条　　当会社は、株主名簿管理人を置く。

②　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

③　当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規則）

第8条　　当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

（自己株式の取得）

第9条　　当会社は、会社法第 165 条第2項の規定に基づき取締役会決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第10条　　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株主の権利制限）

第11条　　当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1)　会社法第 189 条第2項各号に掲げる権利

(2)　取得請求権付株式の取得を請求する権利

(3)　株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（基準日）

第12条　　当会社は、毎年3月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

② 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第３章　株主総会

（招集時期）

第13条　当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（招集権者および議長）

第14条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

② 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第15条　当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決議の方法）

第16条　株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第 309 条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第17条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（議事録）

第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第 4 章 取締役および取締役会

（取締役の員数）

第19条 当会社の取締役は、8名以内とする。

（取締役の選任）

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

（取締役の任期）

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第22条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発す

る。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

（取締役会の決議の方法）

第25条　　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第26条　　当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

（取締役会の議事録）

第27条　　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。

（取締役会規則）

第28条　　取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

（取締役の報酬等）

第29条　　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任限定契約）

第30条　　当会社は、会社法第 427 条1項の規定に基づき取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することが出来る。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、法令が規定する額とする。

第 5 章　監査役および監査役会

（監査役の員数）

第31条　当会社の監査役は、4名以内とする。

（監査役の選任）

第32条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。

② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第33条　監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤監査役）

第34条　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第35条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

（監査役会の決議の方法）

第36条　監査役会の決議は、監査役の過半数が出席し、出席した監査役の過半数をもって行う。

（監査役会の議事録）

第37条　監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

（監査役会規則）

第38条　監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

（監査役の報酬等）

第39条　　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任限定契約）

第40条　　当会社は、会社法第 427 条第1項の規定に基づき監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することが出来る。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、法令が規定する額とする。

第 6 章　会計監査人

（会計監査人の選任）

第41条　　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第42条　　会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

②　会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第43条　　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

（会計監査人の責任限定契約）

第44条　　当会社は、会社法第 427 条第1項の規定に基づき会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することが出来る。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、法令が規定する額とする。

第７章　計　　算

（事業年度）

第45条　　当会社の事業年度は、毎年4月１日から翌年3月 31 日までとする。

（期末配当金）

第46条　　当会社は、株主総会の決議によって、毎年3月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を行う。

（中間配当金）

第47条　　当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第48条　　期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

②　未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

2020 年 10 月１日

株式会社ラクス

代表取締役　中村　崇則